

高齢者福祉計画・介護保険計画について

資料 2

厚生労働省老健局 基本指針について 社会保障審議会介護保険部会（第 134 回）

第 10 期介護保険事業（支援）計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージ

○介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が 2040 年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービス（特例介護サービスは、全国一律の基準では対応が難しい中山間地域や人口減少地域などで、自治体の関与のもとに例外的に介護サービスを提供できる枠組み。これは単なる基準緩和ではなく、地域での人材確保や ICT 活用などの施策を講じてもおおサービス維持が困難な場合に適用）の新たなタイプの活用等）について議論。
- ・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

○認知症基本法の今日までの歩みと認知症施策推進基本計画について

2024年1月に認知症基本法(正式名称:共生社会の実現を推進するための認知症基本法)が施行され、様々な自治体や企業において認知症に関する取組が盛んになり、認知症に関連する新たなサービスも誕生しています。

1. 認知症基本法の特徴

認知症のご本人が尊厳を保ちながら生活できる社会、いわゆる「共生社会」の実現を目指すことが認知症基本法の目的と言えます。

認知症基本法では「当事者の参画」が謳われているのが特徴的です。当事者が主体となって認知症施策を推進すること、例えば研究開発における当事者の参画などが挙げられています。

認知症の当事者が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるために、認知症の当事者に対する国民の理解の増進、生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の機会の確保などの8つの基本的施策が制定されています。

認知症基本法により、認知症に対する意識や取組が変わり、さらなる当事者やご家族への支援の強化が期待されています。

2. 認知症基本法が施行されるまでの流れ

2024年の調査では日本における認知症の当事者は約443万人、MCI(軽度認知障害)の当事者は約558万人と推計されています。

身近な社会問題である認知症に対して、産学官そして社会全体で向き合うべく、以下のような流れで段階的に議論を経て、認知症基本法の法案が可決されました。

年月	できごと
2019年6月	政府が認知症施策推進大綱を策定
2021年6月	「共生社会の実現に向けた認知症施策推進議員連盟」発足
2023年5月	議連総会で法案が了承され国会へ提出
2023年6月	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法案」が可決・成立
2024年1月	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行

3. 認知症施策推進基本計画とは

認知症施策推進基本計画(以下、基本計画)は、2024年12月に閣議決定され、政府の認知症施策で最も基本的な計画として位置付けられます。

第1期の計画期間は2024年12月から2029年度までで、おおむね5年ごとに見直されます。

この基本計画は認知症基本法の基本理念にもとづき、「新しい認知症観」に立った取組を推進し、周囲の方などの誤解により当事者の意思が十分に尊重されず、地域で孤立しがちな現状の改善につなげることが狙いです。

※新しい認知症観:認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

基本計画では共生社会の実現に向け、下記の4つの重点目標が掲げられています。

- ・国民一人一人が「新しい認知症観」を理解していること
- ・認知症の当事者の生活において、その意思等が尊重されていること
- ・認知症の当事者やご家族等が他の人々と支え合いながら、地域で安心して暮らすことができること
- ・国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できること

4. 当事者の視点に立った基本的な施策

認知症の当事者やご家族等の参画・対話をもとに、地域住民、教育関係者、企業等地域の多様な主体が「新しい認知症観」に立ち、それぞれ自分ごととして、連携・協働して施策に取り組むことが期待されています。

例えば、誰でも科学的知見に基づく認知症の対策が行えることや、認知症や MCI(軽度認知障害)の当事者がどこに暮らしていても、早期に必要な対応につながることでできる環境の整備が推進されます。

今後、基本計画が各都道府県や自治体の実情に応じた施策に反映され、具体的な目標や達成時期を定め、その達成状況を調査して、施策の効果が評価されます。

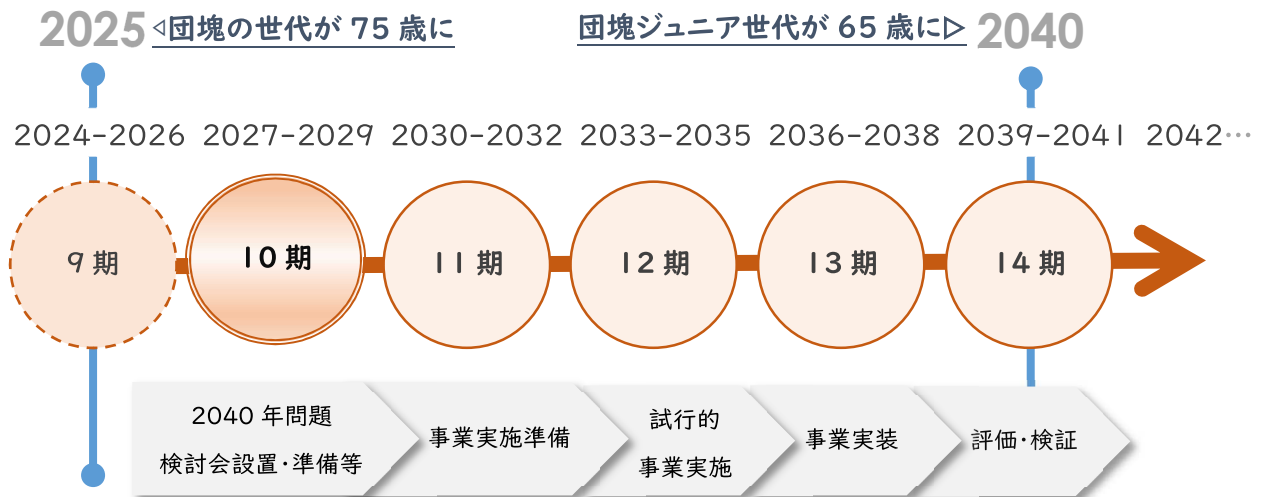
5. まとめ | 認知症基本法の今日までの歩みと認知症施策推進基本計画について

認知症基本法に紐づく新たな基本計画は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる共生社会の実現を目指すものです。

認知症になっても、希望を持って暮らしていけるという「新しい認知症観」に基づいて、認知症の人と家族等の参画を得ながら、医療・介護・予防・共生等の施策を総合的に推進することを定めています。

今後、この基本計画が各都道府県や自治体の実情に応じ、当事者の声を踏まえた認知症施策に反映されていきます。

【本計画の位置づけ】



【大野市の将来人口】

	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年
総数	31,286	28,540	26,109	23,708	21,398	19,179	17,078
0～14 歳	3,366	2,800	2,250	1,820	1,606	1,435	1,278
15～64 歳	16,195	14,105	12,634	11,347	9,760	8,323	7,084
65 歳以上	11,725	11,635	11,225	10,541	10,032	9,421	8,716
65～74 歳	5,501	4,945	4,178	3,643	3,494	3,461	3,098
75 歳以上	6,224	6,690	7,047	6,898	6,538	5,960	5,618
年齢別割合 (0～14 歳:%)	10.8	9.8	8.6	7.7	7.5	7.5	7.5
年齢別割合 (15～64 歳:%)	51.8	49.4	48.4	47.9	45.6	43.4	41.5
年齢別割合 (65歳以上:%)	37.5	40.8	43.0	44.5	46.9	49.1	51.0
年齢別割合 (65～74歳:%)	17.6	17.3	16.0	15.4	16.3	18.0	18.1
年齢別割合 (75 歳以上:%)	19.9	23.4	27.0	29.1	30.6	31.1	32.9
総人口指数 (2020 年=100)	100.0	91.2	83.5	75.8	68.4	61.3	54.6

※国立社会保障・人口問題研究所令和5年推計

国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計による本市の将来人口では、2025年に「団塊の世代」が75歳以上になる「2025年問題」については、実際にその動向が見られていますが、「団塊の世代ジュニア」が65歳以上になる「2040年問題」については、推計人口はむしろ減少していています。

これは、その年代が若いうちに進学や就職によって転出してしまっていることがその要因として考えられます。

令和8年度 大野市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定スケジュール

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会説明						(常任委員会) 計画策定状況 報告		(全員協議会) パブリックコメ ント実施			(全員協議会) 計画策定報告	(3月議会) 介護保険条例 改正案上程
策定作業	庁内関係課への照会	事業所調査	◆認知症当事者等意見交換会		◆認知症当事者等意見交換会			◆記者会見（パブコメ実施）	パブコメ実施	介護保険条例改正	◆庁議	◆記者会見（計画策定）
	地域データ分析	現行計画達成度調査										
		サービス目標量の設定										
			計画骨子の作成	計画素案の作成				計画案の作成				
策定委員会		■第1回高齢者福祉計画策定委員会	・ R7アンケート調査報告 ・ 事業所調査票の検討		■第2回高齢者福祉計画策定委員会	・ 事業所調査票報告 ・ 計画骨子案の検討		■第3回高齢者福祉計画策定委員会	・ 計画素案の協議		■第4回高齢者福祉計画策定委員会	・ パブコメへの検討 ・ 介護保険料の検討